

東京都がん教育推進協議会
提言

平成 30 年 5 月

目 次

- 1 学校におけるがん教育の充実
 - (1) がん教育の目標
 - (2) がん教育の授業の在り方
 - (3) 指導資料の充実
 - (4) 優れた実践事例の普及
 - (5) 教員研修の充実

- 2 外部講師の活用にあたっての基本的条件の整備
 - (1) 外部講師の適任者
 - (2) 活用体制構築にあたっての留意点
 - (3) 環境整備

- 3 がん教育推進のための会議体の設置

- 4 外部講師の派遣の仕組みづくり
 - (1) 仕組みの考え方
 - (2) 区市町村における外部講師派遣の仕組みの具体化
 - (3) 都立学校における外部講師派遣の仕組み

- 5 ロードマップ

東京都がん教育推進協議会 提言

はじめに

現在、がんは日本人の死因の第1位を占める疾患であり、およそ3人に1人ががんで亡くなっている。また、生涯におけるがんの罹患率は年々増加し、近年では、男性の3人に2人、女性の2人に1人が、一生の間に何らかのがんにかかる^りと推測されており、重要な健康課題の一つである。

その一方で、がん検診の受診率が上がらないことや、「がんは不治の病である」など、がんに関する誤った認識が根強く、必要以上に不安や恐怖を感じたり、がん患者やその家族への偏見につながったりしている。がんに関する基本的な知識を身に付けるとともに、がんについて学ぶことを通して命の大切さや自己の生き方などを考えることは、健康に関する基礎的素養として必要である。

こうした状況を踏まえ、国は、平成24年6月に閣議決定した第2期がん対策推進基本計画の中で、学校におけるがん教育の在り方等について検討し、検討結果に基づく教育活動を実施することを個別目標として位置付けた。

第2期がん対策推進基本計画

第4 分野別施策と個別目標

8. がんの教育・普及啓発

(個別目標)

子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもつよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中でがん教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする。

これを受け、文部科学省は、平成25年度に日本学校保健会、平成26年度から28年度までにかけて、がん教育の在り方に関する検討会を設置し、「がん教育」の定義や目標、具体的な内容、留意点等を報告書にまとめた。また、「がんの教育総合支援事業」を実施し、全国でモデル事業を展開するとともに、「がん教育推進のための教材」及び「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」（以下「文部科学省のガイドライン」という。）を作成した。さらに、平成29年3月に告示された中学校学習指導要領では、健康な生活と疾病の予防の学習において、また、平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領では、生活習慣病などの予防と回復の学習において、「がんについても取り扱うものとする。」と明記された。

平成28年12月に改正されたがん対策基本法では、新たにがん教育の推進について盛り込まれている。

がん対策基本法（平成 28 年 12 月 16 日改正）

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

そして、平成 29 年 10 月に閣議決定された第 3 期がん対策推進基本計画では、がん教育について「国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める」ことが個別目標として位置付けられた。

第 3 期がん対策推進基本計画

第 2 分野別施策と個別目標

4. これらを支える基盤の整備

(3) がん教育・がんに関する知識の普及啓発

(個別目標)

国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。

東京都においては、国のがん対策基本法に基づき、都における総合的ながん対策計画である「東京都がん対策推進計画」を平成 30 年 3 月に改定し、その中で「学校におけるがん教育の推進」について新たに明記した。

東京都がん対策推進計画（第二次改定）（平成 30 年 3 月）

第 4 章 分野別施策（基盤づくり）

Ⅷ 施策を支える基盤づくり

3 がんに対する正しい理解の促進

(1) 学校におけるがん教育の推進

こうしたこれまでの国や都の動きを踏まえ、東京都教育委員会は、文部科学省による教材やガイドラインの周知を図るとともに、平成 28 年度に健康教育推進委員会を立ち上げ、発達段階に応じたがん教育リーフレット及び教師用の手引を作成し、平成 29 年 6 月に全公立学校に配布するなど、がん教育の推進に努めている。

平成 29 年度に設置された本協議会では、がん教育において医療従事者やがん経験者等の外部講師を活用する体制を整備するため、有識者や関係機関、学校関係者等で協議を重ねてきた。

このたび、これまでの議論を整理し、提言として公表する。本提言を踏まえた取組が着実に実行され、学校におけるがん教育の充実に図り、未来を担う子供たちの生きる力に結び付くことを願っている。

平成 30 年 5 月

東京都がん教育推進協議会

1 学校におけるがん教育の充実

がん教育は、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育である。

(1) がん教育の目標

文部科学省は、「学校におけるがん教育の在り方について（報告）」の中で、がん教育の目標を次のようにまとめている。

① がんについて正しく理解することができるようにする

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等について関心を持ち、正しい知識を身に付け、適切に対処できる実践力を育成する。また、がんを通じて様々な病気についても理解を深め、健康の保持増進に資する。

② 健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて、自他の健康と命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成する。

(2) がん教育の授業の在り方

ア 学習指導要領における位置付け

がん教育の目標の一つである「がんについて正しく理解することができるようにする」ことに関する学習内容は、主に小学校体育科（保健領域）、中学校保健体育科（保健分野）及び高等学校保健体育科（科目保健）で扱われる。

平成 29 年 3 月に告示された中学校学習指導要領では、保健体育科（保健分野）の学習で生活習慣病の予防について学ぶ際、「がんについても取り扱うものとする。」と新たに明記された（中学校学習指導要領 第 7 節保健体育 3 内容の取扱い）。また、この内容は、第 2 学年で取り扱うこととされている。

さらに、平成 30 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領においても同様に、保健体育科（科目保健）の学習で生活習慣病などの予防と回復について学ぶ際、「がんについても取り扱うものとする。」と新たに明記されている（高等学校学習指導要領 第 6 節保健体育 第 2 款各科目 第 2 保健 3 内容の取扱い）。

これらのことを踏まえ、全ての学校で保健の授業が適正に実施されるよう、改訂の趣旨を周知する必要がある。また、「がんについて正しく理解することができるようにする」学習を学校の実態に応じて更に充実させたい場合は、特別活動で

取り扱うことも考えられる。

また、「健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする」学習については、授業のねらいに応じて、特別活動や道徳科において取り扱うことが考えられる。

イ 教育課程における位置付け

学校における健康教育は、児童・生徒が生涯を通じて健康な生活を送るための基礎を培うものであり、体育・保健体育科を中心として、特別活動や総合的な学習の時間、道徳、その他関連する教科等を含め、学校の教育活動全体を通じて行われ、がん教育も教科横断的に行う必要がある。

また、養護教諭や保健体育科の教員のみならず、保護者や地域の理解を深めるため、あらかじめ学校保健計画に位置付け、学校全体でがん教育を含む健康教育の在り方を共通認識し、計画的に実施することが重要である。

ウ がん教育を進めるに当たっての留意点

学校においてがん教育を実施するに当たっては、児童・生徒の家族にがん経験者がいる場合や、家族をがんで亡くした児童・生徒がいる場合、また、児童・生徒本人が小児がんの当事者である場合を踏まえ、指導する必要がある。これらの情報を学校が全て把握しているとは限らないため、該当する児童・生徒がいる可能性を常に念頭に置いて、指導計画を立てる。また、保護者会等で事前に授業内容を周知することや、配慮を要する児童・生徒には保護者も含めて個別に対応することも考えられる。

児童・生徒にどのように配慮して授業を展開すればよいか、不安に感じている教員も多いため、例えば、実践事例を収集・普及していくなどして、配慮の工夫やアイデアを共有する。

(3) 指導資料の充実

がん教育の指導資料は、文部科学省も数多く作成しており、自由にスライドをアレンジできるパワーポイント教材や、がん経験者の映像資料、すぐに使えるワークシート等をホームページに掲載している。これらの資料を各地区の教育委員会や教員に周知し、活用を促すことも有効である。

東京都教育委員会では、平成 29 年度に小学生用・中学生用・高校生用のがん教育リーフレット及び教師用活用の手引を作成し、都内の全公立学校に配布した。また、平成 30 年度も同様に、都内公立学校へ配布する予定である。今後、学校での

活用状況を把握して、リーフレットの内容を常に最新の情報に更新するとともに、より使いやすい内容にリニューアルしていく必要がある。



なお、がん教育の指導資料やパワーポイント教材の中には、科学的根拠が乏しく、誤解を与えかねない内容になっているケースも見受けられるため、専門家による監修を受けた資料を活用することなどに留意する。

(4) 優れた実践事例の普及

効果的ながん教育の授業のイメージを明らかにするため、がん教育のモデル授業を実施して、優れた実践を事例集にまとめ、普及していくことも有効である。

(5) 教員研修の充実

学校におけるがん教育を推進するに当たり、教員が、がんに関する基本的な知識を身に付けることが求められている。

東京都教育委員会は、平成 27 年度からがんに関する研修を実施し、教員の意識啓発と指導力向上を図ってきた。今後は、更に外部講師との連携や、全体計画の作成等を含めて、効果的ながん教育を実践できる力を高めていくため、研修方法の工夫も含めて検討していく必要がある。

また、今後、がん教育の充実を一層推進するためには、各区市町村及び都立学校におけるがん教育の取組状況を把握するとともに、その結果を基に、全ての区市町村においてがん教育が適正に実施されるよう、必要な支援や助言を行う必要がある。優れた教材や指導事例については、インターネット等を介して全都で共有できる仕組みを構築することも有用である。

2 外部講師の活用にあたっての基本的条件の整備

学校におけるがん教育を実施するにあたっては、授業のねらいに応じて外部講師を活用し、内容の充実を図ることが有効であり、その体制を構築する必要がある。

(1) 外部講師の適任者

文部科学省では、がん教育における外部講師の適任者として、学校医、がん専門医、がん患者、がん経験者等を挙げている。

がんに関する科学的根拠に基づく理解をねらいとした場合は、専門的な内容を含むため、学校医、がん専門医など、医療従事者による指導が効果的と考えられる。また、健康や命の大切さをねらいとした場合は、がん患者やがん経験者による指導も効果的と考えられる。

その際、例えば、教員が実施する授業と、専門家等の外部講師の協力を得て実施する学校行事等を関連させて指導することで、より成果を上げるように留意する。

【授業のねらいと外部講師の活用モデル】

※ 本モデルでは、道徳や特別活動の事例を示しているが、これらの授業と関連付け、体育・保健体育科における指導の充実を図ることが前提となる。

校種	授業のねらい	教育課程上の位置付け	外部講師（例）
小学校	体育科保健領域の学習内容を踏まえ、がんという病気やその予防について、専門家から医学的かつ実践的な内容について理解を深める。	特別活動	学校医 がん専門医
	がん患者の気持ちや生活の様子について理解を深め、思いやりをもって関わるができるようにする。	道徳	がん患者 がん経験者
中学校	保健体育科保健分野の学習内容を踏まえ、医療関係者からがんの検診や治療法、緩和ケアなどの実際や最新情報について理解を深める。	特別活動	学校医 がん専門医
	自他の健康や命を大切にしようとする意識を高め、病気と共に生きる人に思いやりをもって接することができるようにする。	道徳	がん患者 がん経験者
高等学校	保健体育科科目保健の学習内容を踏まえ、がんに関するより医学的な最新情報や、社会におけるがん患者の実態等について理解を深める。	特別活動	学校医 がん専門医
	がんを自分の問題と捉え、考える。自分や家族ががんになった時に、自己選択・自己決定できるように、考え方を深める。	特別活動	がん患者 がん経験者

(2) 活用体制構築に当たっての留意点

ア 実施単位

学校の実態に応じて可能であれば、学級単位で実施することも考えられるが、外部講師の数に限りがあることから、学年単位や学校単位で行うことが現実的である。

東京都は公立学校が約 2,000 校あり、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領にがん教育が明記されている。全ての中学校（約 600 校）、高等学校（約 190 校）を対象として、学校単位で実施する場合、年間約 800 人近くの外部講師が必要となる。

イ 地域特性への配慮

東京都は、23 区、多摩地域、島しょなどの地域特性があり、医療の体制や医師会の体制、区市町村や学校の状況が異なることに十分に配慮する必要がある。

(3) 環境整備

東京都教育委員会は、東京都全域において外部講師を活用したがん教育が滞りなく実施できるよう、以下の環境整備を進める必要がある。また、この環境整備を推進するに当たっては、東京都福祉保健局や区市町村（教育委員会、保健関係部局）、東京都医師会、地区医師会、がん診療連携拠点病院等、患者団体等の協力を得て、十分に連携しながら進める必要がある。

ア 外部講師のリスト化

誰が（どの病院や団体等が）外部講師を担えるか等について調査し、一元的に取りまとめ、その情報をリスト化する必要がある。

なお、リスト化した外部講師情報については、区市町村や学校等の関係者に対して当該地区内分を情報提供する。

(7) 学校医・がん専門医

学校医又は医師会に所属している地域の病院のがん専門医については、主に東京都医師会や地区医師会と協力・連携し、外部講師のリスト化を図る。その際、区市町村が活用しやすいよう地区医師会単位で取りまとめるなどの工夫が必要である。

特に、がん専門医については、国及び都が指定するがん診療連携拠点病院等にも依頼し、病院として外部講師の派遣に関する意向等について調査をしてリスト化をする。

なお、がん診療連携拠点病院等については、当該地区内分の情報提供にとどまらず、二次保健医療圏単位（※）などの広域的な情報提供が望ましい。

※※東京都では複数の区市町村で構成される 13 の圏域に設定

(イ) がん経験者等

がん経験者等については、例えば、行政等のホームページ（東京都がんポータルサイト等）に掲載されている、がん患者団体・支援団体等に働き掛けたり、広く公募して集めたりすることが考えられる。

いずれの方法で行う場合でも、教育の一環としてのがん経験者等の活用であることを踏まえて、外部講師として求められる基準等を検討した上で、講師を担うことができる団体や人材を選定する。

なお、東京都のみで外部講師を十分に確保することが難しい場合も想定されるため、区市町村や学校等が把握しているがん経験者等の情報の活用も必要である。

イ 外部講師のための指導資料の充実

事前に指導資料等を示す。

外部講師が学習指導要領のねらいを理解して指導できるよう、文部科学省のガイドラインや教材を参考にしつつ、教育委員会やがん専門医等の意見も踏まえながら作成する。なお、児童・生徒の発達段階によって、理解度や取り扱う内容も異なることに留意する。

また、島しょ地域などの遠隔地の学校については、外部講師の派遣が物理的に困難な状況もあるため、国が作成している映像教材の活用等についても検討する。

ウ 研修制度

外部講師は、それぞれの専門性を備えていても、児童・生徒に対する指導の専門家ではないため、事前に講師候補者に対して学習指導上の留意点等を共有する研修実施が重要である。

研修内容は、学習指導要領上のねらい、授業を行う上での留意事項、モデル授業例、教員との連携の工夫、がんに関する最新の知見等が考えられる。

学校医、がん専門医、がん経験者など外部講師によって、研修で取り扱う内容や実施方法もそれぞれ別に考えることが望ましい。

エ 外部講師活用に係る留意事項等の整理

外部講師を担う者は、研修を受講した上で、実際に授業を行う学校と授業のねらいを共有するとともに、配慮が必要な児童・生徒に関する事項等について、事前の打合せを行う必要がある。

外部講師が学校現場において、滞りなくがん教育を実施できるよう、打合せ内容や留意事項等を整理した外部講師活用のマニュアルを文部科学省のガイドラインを参考に整備することが望ましい。

オ 外部講師に対する講師謝礼金の在り方の整理

ボランティアで外部講師を行っているという事例もあるが、外部講師を活用したがん教育を継続的・安定的に行うためには、基本的に講師謝礼金を支払うことが望ましい。

なお、講師謝礼の支払については、学校の設置者が行うものであることから、各々の設置者が基準の設定を行う。

3 がん教育推進のための会議体の設置

平成 29 年 10 月に閣議決定された第 3 期がん対策推進基本計画では、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置することが示された。

第 3 期がん対策推進基本計画

第 2 分野別施策と個別目標

4. これらを支える基盤の整備

(3) がん教育・がんに関する知識の普及啓発

(取り組むべき施策)

都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、医師会や患者団体等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、国は必要な支援を行う。

また、国においては、がん対策推進基本計画の期間である平成 34 年度まで、がん教育の実施状況調査を毎年行うこととしている。

今後、東京都教育委員会は、がん教育とその外部講師活用について、定期的に把握するとともに、健康教育推進委員会を設置し、がん教育推進に係る検証及び改善を行い、東京都におけるがん教育の推進を図ることが重要である。

区市町村においても、所管する公立学校におけるがん教育の円滑な実施と充実を図っていくため、文部科学省のガイドラインに準拠し、地域の特性や事情に応じて、がん教育を推進していく会議体を設置することが望ましい。

【会議体の主な役割】

- ① 当該区市町村におけるがん教育の実施状況を踏まえた検証や改善
- ② 講師派遣に係る仕組みの構築・改善
- ③ がん教育に係る情報共有

会議体の構成員は、教育委員会、保健関係部局、地区医師会、学校医、がん専門医、がん経験者、学校関係者等が想定される。

がん教育の推進に当たっては、これらの関係者が一堂に会し、共通認識をもって取組を進めることが望ましい。

4 外部講師派遣の仕組みづくり

(1) 仕組みの考え方

外部講師の活用にあたっては、東京都教育委員会が環境を整えた上で、学校の具体的な派遣要請に応じていく仕組みが必要である。この仕組みを構築していく上では、東京都内の学校数が多いことを考慮して、以下に考え方の一例を示す。

【区市町村立学校】

- ① 区市町村立学校は、がん教育の実施について、まず、当該校の学校医や区市町村教育委員会に授業内容や外部講師活用等について相談を行う。
- ② 当該校の学校医が、外部講師の要請を受諾した場合は、具体的な授業内容について調整を進める。この場合の外部講師の授業は、学校医としての職務に含まれないことに留意する。
- ③ 当該校の学校医が専門分野の関係などで受託できない場合や授業のねらいの上でがん専門医やがん経験者等が適任である場合にあつては、当該校は区市町村教育委員会に外部講師派遣について相談を行う。
- ④ 区市町村は所管する学校の要請と外部講師についてマッチングさせる仕組みを東京都教育委員会が作成した外部講師リストを活用しながら事前に構築しておき、当該校のニーズに合う外部講師の調整を行い、派遣者を決定する。
- ⑤ 区市町村において決定が難しい場合、区市町村が東京都教育委員会に対して外部講師の推薦の要請を行い、東京都教育委員会は都全域の外部講師リストの中から派遣者を調整の上、決定する。

【都立学校】

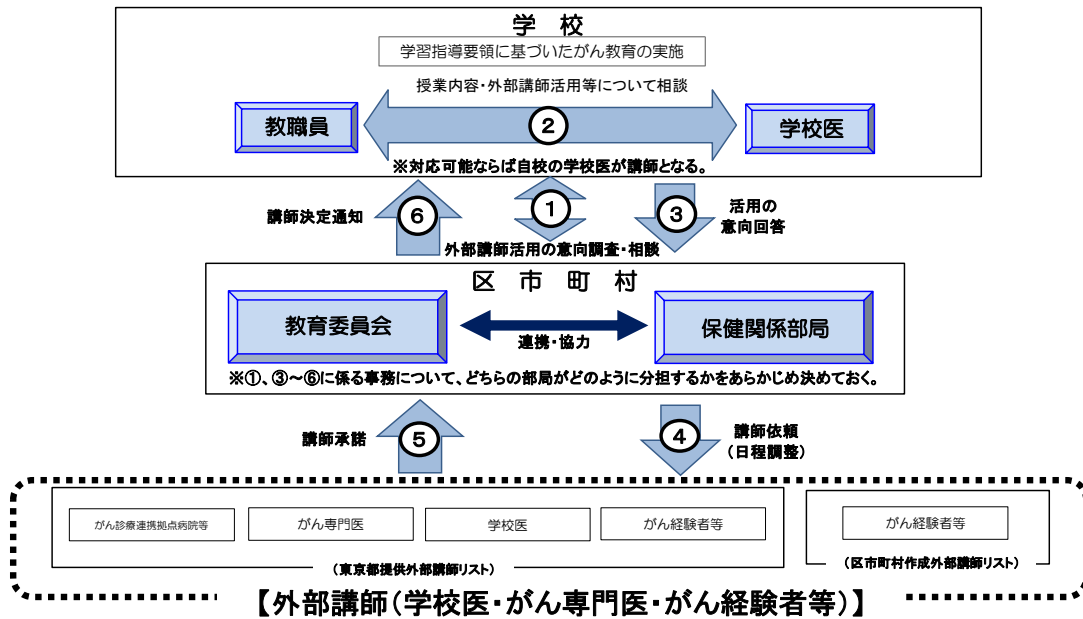
- ① 都立学校においては、まず、当該校の学校医に授業内容や外部講師活用等について相談を行う。
- ② 当該校の学校医が受託できない場合や授業のねらいを達成する観点からがん専門医やがん経験者等を活用する場合は、東京都全域の外部講師リスト等で派遣者を調整の上、決定していく。

(2) 区市町村における外部講師派遣の仕組みの具体化

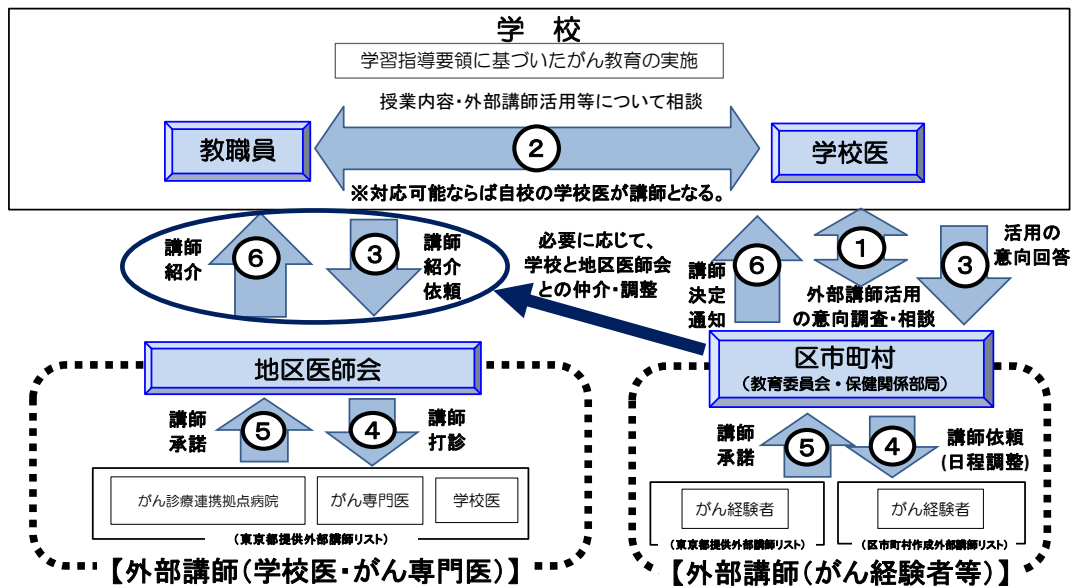
区市町村は、学校の要請に応じ、どこが調整窓口になり、どのように講師紹介依頼を行うのかなどの具体的な外部講師を派遣するための仕組みを会議体において関係機関とともに検討し構築する必要がある。以下に想定される一例を参考として示す。

なお、これらの例に区市町村は捉われるものではなく、地域の特性や事情に応じて、それに適した仕組みを柔軟に構築すべきである。

① 区市町村を調整窓口の中心とした例



② 地区医師会を調整窓口の中心とした例



これら以外にも、二次保健医療圏単位での複数の区市町村が連携した広域的な仕組みも一つの在り方として考えられる。

(3) 都立学校における外部講師派遣の仕組み

都立学校に対する外部講師派遣の仕組みについては、東京都全域の外部講師リスト等で派遣者を決定するため、関係機関と役割分担を明確にした仕組みを構築していく。

5 ロードマップ

国の基本計画を踏まえ、平成34年度までに外部講師を活用したがん教育を都内全公立中・高等学校、特別支援学校等で実施するなど、がん教育を推進するために具体的な目標を立てるべきであることを提言する。

この提言内容を実現していくためのロードマップを以下に示す。

東京都における外部講師を活用したがん教育のロードマップ

事項	主体	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
実施状況調査	国	平成34年度まで毎年実施				
健康教育推進委員会		がん教育の実施状況の把握、検証 がん教育推進のための方策検討				
外部講師のリスト化	東京都	検討・リスト化作業	順次活用開始	更新・充実		
外部講師の研修及び指導教材作成		検討	実施			
区市町村の組織・仕組み構築	区市町村	検討、順次立ち上げ		状況の把握、検証・改善		
がん教育の実施 (義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校含む)	小学校	がん経験者等を外部講師として活用し、発達段階を踏まえ、がんを通じて健康と命の大切さを主体的に考える授業を展開				
	中学校	外部講師を活用したがん教育を順次拡大実施				
	高校	外部講師を活用したがん教育を順次拡大実施				

【34年度末】
全ての学校において外部講師を活用したがん教育が実施されている。

今後、東京都教育委員会をはじめ、東京都福祉保健局、区市町村、医師会、がん診療連携拠点病院等など、がん教育の推進に係る全ての関係者が、都内におけるがん教育の推進に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力・連携していくことを求める。

東京都がん教育推進協議会設置要綱

平成29年5月22日 29教指企第178号

(目的)

第1 学校における「がん教育」を推進するに当たり、外部講師を活用した「がん教育」の推進に係る事項について協議し、外部講師の活用体制を整備するため、東京都がん教育推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進協議会の協議事項は、次に掲げるとおりとする。
(1) 外部講師を活用した「がん教育」の在り方に関する事。
(2) 外部講師の活用に当たり必要な事項と支援体制に関する事。

(構成)

第3 推進協議会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。
2 委員のうち、学識経験者、医師、外部講師経験者、区市町村教育委員会担当者、学校管理職及び養護教諭については、東京都教育委員会が委嘱又は任命する。
3 その他の委員については、これらの職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4 推進協議会に委員長を置く。
2 委員長は、学識経験者をもって充てる。
3 副委員長は、教育庁指導推進担当部長の職にある者をもって充てる。

(推進協議会)

第5 委員長は、推進協議会を招集し、主宰する。
2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 委員長は、必要に応じて推進協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(事務局)

第6 推進協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局は、東京都教育庁指導部指導企画課体育健康教育班に置く。
3 事務局は、東京都教育庁都立学校教育部学校健康推進課及び地域教育支援部義務教育課と連携して推進協議会を運営する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

別表

学識経験者（1名）

がん専門医（1名）

東京都医師会（1名）

外部講師経験者（1名）

区市町村教育委員会担当者（2名）

学校管理職（1名）

養護教諭（1名）

教育庁指導推進担当部長

福祉保健局保健政策部健康推進課長

教育庁都立学校教育部学校健康推進課長

教育庁地域教育支援部歯科保健担当課長

平成 29 年度 東京都がん教育推進協議会委員

御所属	委員（敬称略）
聖心女子大学 教授	植田 誠治
東京大学医学部附属病院 放射線部門長	中川 恵一
東京女子医科大学 教授	林 和彦
東京都医師会 理事	正木 忠明
一般社団法人シンクパール 代表理事	難波美智代
墨田区教育委員会指導室長	横山 圭介
墨田区福祉保健部保健計画課保健衛生担当参事	岩瀬 均
清瀬市教育部参事兼指導課長	長井 満敏
清瀬市健康福祉部健康推進課長	田村 晶子
足立区立第九中学校 校長	長塚 琢磨
足立区立伊興中学校 養護教諭	鳥居 千恵
東京都福祉保健局保健政策部健康推進課長	中坪 直樹
東京都教育庁指導推進担当部長	宇田 剛
東京都教育庁都立学校教育部学校健康推進課長	笠松 恒司
東京都教育庁地域教育支援部歯科保健担当課長	山田 善裕

事務局

所属・職	名前
東京都教育庁指導部体育健康教育担当課長	佐藤 浩
東京都教育庁指導部 主任指導主事	伊東 直晃
東京都教育庁指導部指導企画課 統括指導主事	田村砂弥香
東京都教育庁指導部指導企画課 統括指導主事	小野 隆一
東京都教育庁指導部指導企画課 指導主事	門田 英朗
東京都教育庁都立学校教育部学校健康推進課 課長代理	田口 理恵
東京都教育庁地域教育支援部 課長代理	大栗 真一